

博物館運営手法検討対比表

資料6

三重県生活部作成

| 事業方式 | 直営 | 指定管理者制度 | PFI |
|-------|--|---|--|
| 概要 | 土地を所有する県が、施設の建設から維持管理、運営までのすべてを行う。 | 県が施設を建設・所有し、維持管理および運営の一部ないしはすべてを、県の指定する公益法人・民間事業者・NPOなどの団体が代行する。 | 民間事業者が施設を建設し、契約に定められたリスク分担に基づき、民間が維持管理(運営を含む場合あり)にあたる。建物完成直後に県に所有権を移転するBOTと、民間事業者が所有権もつBOTなどの種類がある。 |
| 施設建設 | 県 | 県 | 民間事業者 |
| 施設所有 | 県 | 県 | 県(BOT)／民間事業者(BOT) |
| 維持管理 | 県 | 公益法人or民間事業者orNPO | 民間事業者 |
| 広報営業 | 県 | 県または公益法人or民間事業者orNPO | 県or公益法人or民間事業者 |
| 教育普及 | 県 | 県または公益法人or民間事業者orNPO | 県or公益法人or民間事業者 |
| 学芸研究 | 県 | 県または公益法人or民間事業者orNPO | 県or公益法人or民間事業者 |
| 事業期間 | — | 3年～5年が多いがそれ以上の設定も可 | 10～30年程度 |
| メリット | <ul style="list-style-type: none"> ・全業務が県直営なので、一元的かつ横断的な管理・運用が可能。 ・博物館活動に不可欠な継続性や専門性が担保できる。 ・県内博物館ネットワークの中核施設として、技術支援・人材育成などの機能を果たすことができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間的な経営ノウハウの活用により、合理的な施設管理ができる。 ・民間的な発想で、利用者へのサービスの向上をはかることができる。 ・効果的な広報活動や来館者の呼び込みができる。 ・導入のための事務手続きが、PFIよりは簡単であり、開館以後でもいつでも導入することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・設計から建設、運営に至る全部または一部を一体的に扱うことにより事業コストが削減できる。 ・対価を分割して支払うことができるので、財政支出の平準化を図ることができる。県のリスク負担の軽減が図れる。 ・指定管理者制度と同様に、施設管理や利用者サービス・広報活動において、民間のノウハウを発揮できる。 ・長期的な事業期間により、指定管理者制よりも、継続性において有利である。 |
| デメリット | <ul style="list-style-type: none"> ・運営面において、コスト意識が希薄となりがちである。 ・継続性の反面、運営マネジメントが十分でないと、活動がマンネリ的・惰性的になったり、利用者へのサービス精神が不足しがちである。 ・財政事情による予算や人員の影響を被りやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・入館者増でも指定管理者の収入増とならないなど、指定管理者にインセンティブが働かない事例が少なくない。 ・3～5年など比較的短期間で、指定管理者が変わる可能性があり、博物館活動の継続性を担保するのが難しい。(このデメリットを軽減するため、学芸部門を県直営としているケースもある) ・コストダウンの見返りとして、職員の雇用条件が低額かつ短期的となりがちであり、専門的な業務のノウハウや人材の継続性が保てない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務範囲を定める要求水準書の作成や選定作業の準備事務などが、複雑であり長時間かかる。 ・契約後に、要求水準書の不備が発覚しても、変更ができないなど、柔軟でないところがある。 ・コストダウンの見返りとして、職員の雇用条件が低額かつ短期的となりがちであり、専門的な業務のノウハウや人材の継続性が保てない。(このデメリットを軽減するため、学芸部門を県直営としているケースもある) ・県にとっては民間事業者の倒産などのリスクがある。また事業者側のリスク負担は指定管理者制よりも大きくなる。 |